

保政第1911-6号  
令和5年3月27日

各機関・施設の責任者 様

埼玉県保健医療部ワクチン対策幹  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナワクチンに係る、令和5年春開始接種の実施について(通知)

日頃、本県の保健医療行政に格別の御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、別添のとおり、各施設の従事者等について「令和5年春開始接種」を5月8日から開始する旨が厚生労働省から案内がありました。

「令和5年春開始接種」の対象となる医療機関、高齢者施設、障害者施設等での業務に従事する方(昨年7月22日から開始された4回目接種の対象者と同様)については、令和5年5月8日から同8月31日までの間、これまでの接種歴に関わらず、追加接種<sup>※1※2</sup>としてオミクロン株対応ワクチン<sup>※3</sup>を1回接種することが可能です。

また、これまでの接種と同様に、医療機関や高齢者施設、障害者施設等の管理者などが対象者や接種履歴等の状況を適切に管理できる場合には、接種券到達前に接種券なしで接種を実施し、事後に接種券発行や接種履歴登録などの事務処理を行っても差し支えありません。

つきましては、貴機関・施設が所在する市町村と調整のうえ、接種を希望する新たな対象者の速やかな接種の実施について御協力をお願いします。

※1 初回(1・2回目)接種が完了していない場合、まずは従来型ワクチンでの初回接種が必要です。

※2 接種を行うには、前回接種から3カ月以上経過していることが条件です。

※3 ノババックスワクチン(従来型)も使用可能です。(前回接種から6カ月以上経過が条件となります。)

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 担 当  | 埼玉県保健医療部ワクチン対策幹<br>市町村支援担当  |
| 電 話  | 048-830-7507                |
| メー ル | a7500-06@pref.saitama.lg.jp |